

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	社会医療法人 宏潤会
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市南区白水町9
工場等の名称	大同病院
工場等の所在地	名古屋市南区白水町9
業種	医療、福祉
業務部門における 建築物の主たる用途	病院・医療関連施設
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	医療
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年8月5日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所） 資材課
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	t-matsui@daidohp.or.jp		

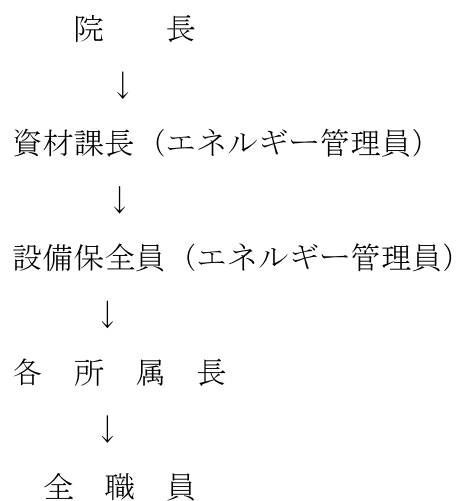
3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当院は医療環境の整備・充実を実施しながら、環境保全の重要性を認識し地球温暖化対策を推進していきます。

1. 廃棄物の発生量抑制、リサイクル化の推進
廃棄物を分類し、資源リサイクル化に努める
2. 省資源・省エネ活動の推進
クールビズを継続し、適切な空調の温度設定に努める
3. 従業員及び施設利用者への協力要請

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		7,266	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） ②を除く	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		7,266	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量	7,266	t-CO ₂	7,048	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガス排出量を1年間に1% 3年間で3%削減

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動実践・冷暖房	・冷房温度 28℃、暖房温度 20℃を徹底する。 ・空調設備（中央管理）の冷温水温度の見直し ・定期フィルター清掃の清掃範囲の見直し	
省エネルギー・省資源の行動実践・照明	・使用していない部屋や昼休み、時間外の消灯を徹底する。 ・LED照明器具の採用拡大	
省エネルギー・省資源の行動実践・給湯	・蒸気ボイラーの燃焼状態を確認し空気比を可能な限り低く設定して運転する。	
省エネルギー・省資源の行動実践・OA機器	・院内周知文書の電子促進 ・会議資料の電子化	

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

擬音装置の設置
ブラインド・ロールスクリーンの活用

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組